

武蔵村山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

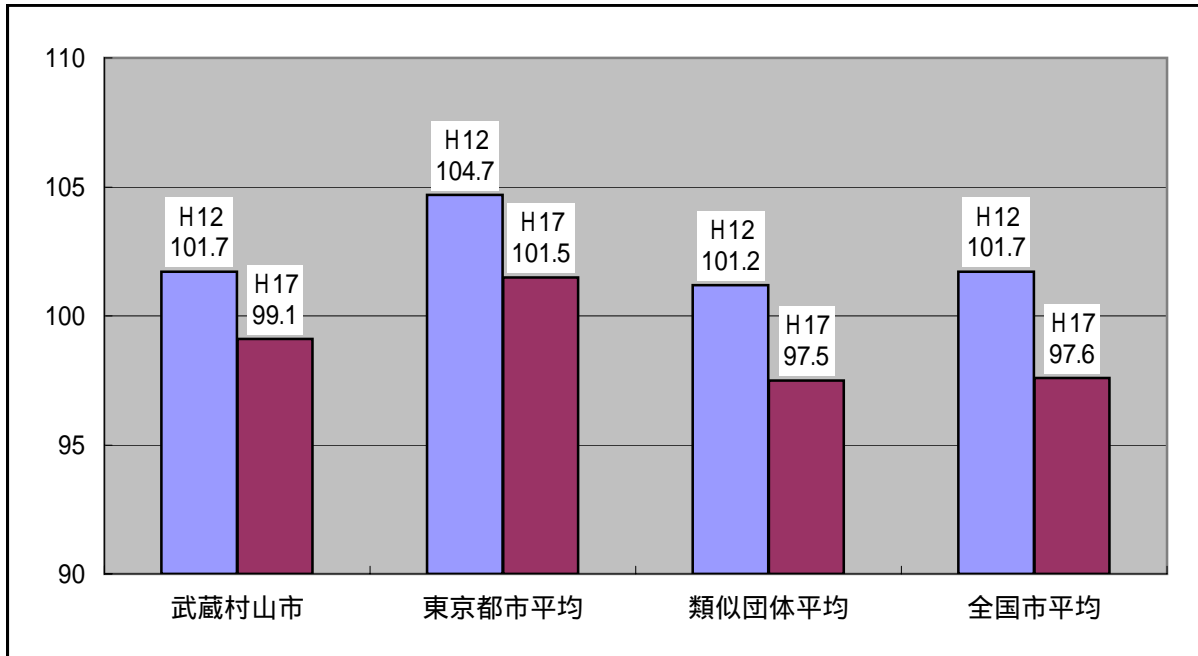
区分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成15年度の人件 費率
平成 16年度	人 66,387	千円 22,611,564	千円 726,388	千円 4,447,088	% 21.1	% 21.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 17年度	人 403	千円 1,766,623	千円 501,979	千円 816,027	千円 3,084,629	千円 7,654

- (注) 1 職員手当に退職手当は含んでいません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 都内の民間企業の賃金水準は、厚生労働省の平成16年賃金構造基本調査によれば、全国を100とした場合に120.2となっており、都道府県で最も高い水準となっています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
武蔵村山市	47.0 歳	382,084 円	492,689 円
			464,781 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
類似団体	44.4 歳	360,975 円	447,059 円
			420,277 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
武蔵村山市	41.9 歳	323,304 円	397,495 円
			394,443 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
類似団体	46.6 歳	315,955 円	369,123 円
			353,635 円
民間事業者平均	54.7 歳	円	334,436 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		武蔵村山市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	173,300 円	189,800 円	179,800 円	198,600 円
	高校卒	148,600 円	159,200 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	148,600 円	159,200 円	円	円
	中学卒	136,700 円	144,000 円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,583 円	321,717 円	383,483 円
	高校卒	* 229,400 円	281,300 円	* 313,200 円
技能労務職		* 198,200 円	245,900 円	* 289,600 円

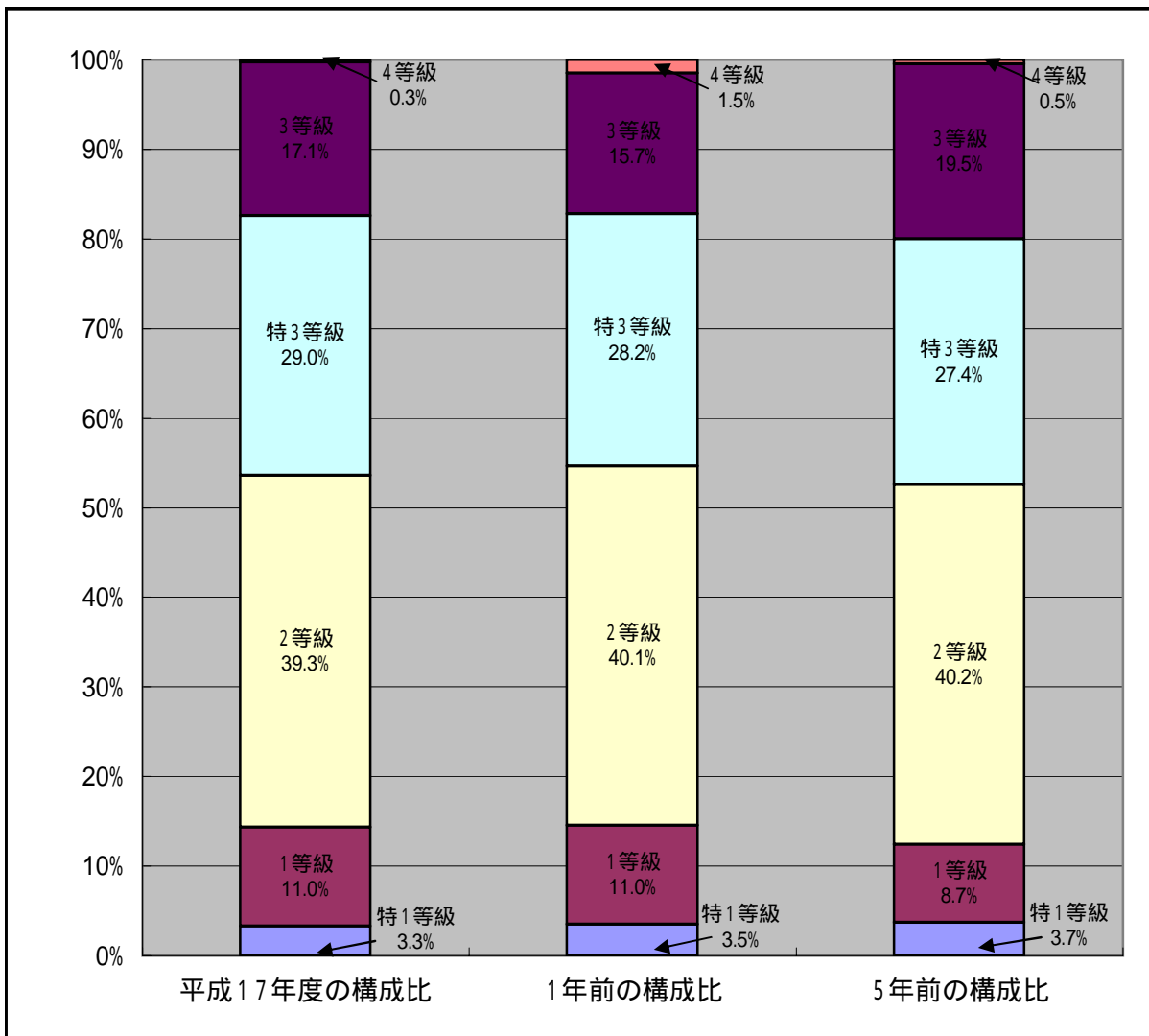
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、中途採用の場合は前歴年数を一定の基準により換算した年数に採用後の年数を加えたものです。
 2 諸手当は含まれていません。
 3 *の欄は該当する職員がいないため、各欄における標準的な職員の給料額としました。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
特1等級	部長・担当部長・担当参事	11人	3.3%
1等級	課長・担当課長・主幹・副主幹	36人	11.0%
2等級	主査・係長・副主査	129人	39.3%
特3等級	主事・技師(相当の知識又は経験を必要とする職務)	95人	29.0%
3等級	主事・技師	56人	17.1%
4等級	主事補・技師補	1人	0.3%

- (注) 1 武蔵村山市職員の給与に関する条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
平成 15年度	職 員 数 A	465 人
	普通昇給基幹(12~24月)を短縮して 昇給した職員数 B	95 人
	比 率 B/A	20.4 %
平成 16年度	職 員 数 A	445 人
	普通昇給基幹(12~24月)を短縮して 昇給した職員数 B	81 人
	比 率 B/A	18.2 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

武蔵村山市		国	
1人当たり平均支給額(平成16年度)		1,963 千円	
(平成16年度支給割合)		(平成16年度支給割合)	
期末手当 3.4 月分	勤勉手当 1.0 月分	期末手当 3.0 月分 (1.6 月分)	勤勉手当 1.4 月分 (0.7 月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。(武蔵村山市では、平成16年度において再任用制度がありません。)

(2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

武蔵村山市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25 月分	35.00 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	32.50 月分	45.50 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	49.75 月分	59.20 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.20 月分	59.20 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	24,995 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)			258,210 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)			555,290 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	12 %	445 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

区分		全職種	
支給実績(平成16年度決算)		1,739 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		51,160 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		7.3 %	
手当での種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	市税等の徴収事務に従事した職員	督促状指定期限を超過した市税等の徴収事務 不動産及び動産の差押処分事務	現年度分 徴収金額の1% 滞納繰越分 徴収金額の3% 国民健康保険税は取扱い件数1件当たり50円を加算する。 (月額10,000円を限度とする。)
危険薬物取扱手当	危険薬物等を取り扱う作業に従事した職員	危険薬物によるそ族、害虫駆除、除草作業 危険薬物による消毒作業 予防接種におけるワクチン取扱作業	危険薬物取扱作業 日額500円 ワクチン取扱作業 日額300円
感染症等作業手当	感染症等の処理作業に従事した職員	感染症患者等の救護、病原体の付着した物件の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	感染症患者等の処理作業 日額又は1勤務 700円 伝染病菌を有する家畜等の処理作業 日額 500円
行旅病人及び死亡人取扱手当	行旅病人及び死亡の収容等に従事した職員	行旅病人の救護及び施設等への収容業務 行旅死亡人の処理業務	行旅病人に関する業務 1件 3,000円 行旅死亡人に関する業務 1件 5,000円
在宅死亡人取扱手当	在宅死亡人の処理に従事した福祉事務所職員	福祉業務の中で発見した在宅死亡人の処理業務	1件 5,000円
福祉事務現業手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問等の事務	月額 3,000円
災害出動手当	災害時に現場に出動した職員	災害救助法が発動されたとき、又は災害対策本部が設置されたときにおいて、現場に出動して従事する作業	日額 1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成15年度決算)	100,414 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	208 千円
支給実績(平成16年度決算)	102,076 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	220 千円

(6) その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	<p>[内容] 扶養親族を有する職員に支給 [支給額] 配偶者及び配偶者のいない 場合の子1人 = 15,500円 配偶者以外の扶養親族(2人まで) = 各6,000円 その他の扶養親族 = 各4,000円 16歳～22歳の子 = 各4,000円加算</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価 【国】 配偶者 = 13,500円 配偶者以外の扶養親族 (2人まで) = 各6,000円 その他の扶養親族 = 各5,000円 16歳～22歳の子 = 各5,000円加算</p>	69,512 千円	242,201 円
住居手当	<p>[内容] 世帯主等である職員に支給 [支給額] 扶養親族のある場合 = 9,000円 扶養親族のない場合 = 8,500円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象 区分、支給単価 【国】 借家・借間 支給限度額 = 27,000円 持家 購入5年以内 = 2,500円</p>	36,297 千円	105,823 円
通勤手当	<p>[内容] 通勤のために交通機関等を利用 し運賃等の負担を常例とする職員 又は自動車等交通用具の使用を 常例とする職員に支給 [支給額] 交通機関利用者 原則6か月定期券額 交通用具使用者 交通用具の使用距離に応じた 定額 一般 月額3,800円～17,400円 交通用具を使用しなければ通 勤が著しく困難な職員 月額5,700円～26,500円</p>	異なる	<p>交通機関利用者の限度 額設定、交通用具使用 者の支給額 【国】 交通機関利用者 1か月当たり支給限度 額55,000円 交通用具使用者 2,000円～24,500円</p>	24,457 千円	61,449 円
管理職手当	<p>[内容] 管理又は監督の地位にある職員 に支給 [支給額] 部長職 給料月額×20/100 部長職のうち昇任後1年以内の 者、事務を担当しない参事 給料月額×18/100 課長職 給料月額×15/100 課長職のうち昇任後1年以内の 者、事務を担当しない主幹、課長 補佐、副主幹 給料月額×10/100</p>	異なる	<p>支給対象者、支給割合 【国】 本府庁課長補佐 8/100等</p>	46,081 千円	869,451 円

5 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	市 長	853,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	助 役	740,000 円	1,053,000 円 /	443,000 円
	収入役	691,000 円	871,000 円 /	612,000 円
報 酬	議 長	505,000 円	799,000 円 /	576,000 円
	副議長	458,000 円	670,000 円 /	340,000 円
	議 員	435,000 円	603,300 円 /	272,000 円
期 末 手 当	市 長 助 役 収入役	(平成16年度支給割合) 4.40月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成16年度支給割合) 4.65月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	助 役	853,000円 × 在職年数 × 4	任期毎	
	収入役	740,000円 × 在職年数 × 3	任期毎	
		691,000円 × 在職年数 × 2.5	任期毎	

6 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

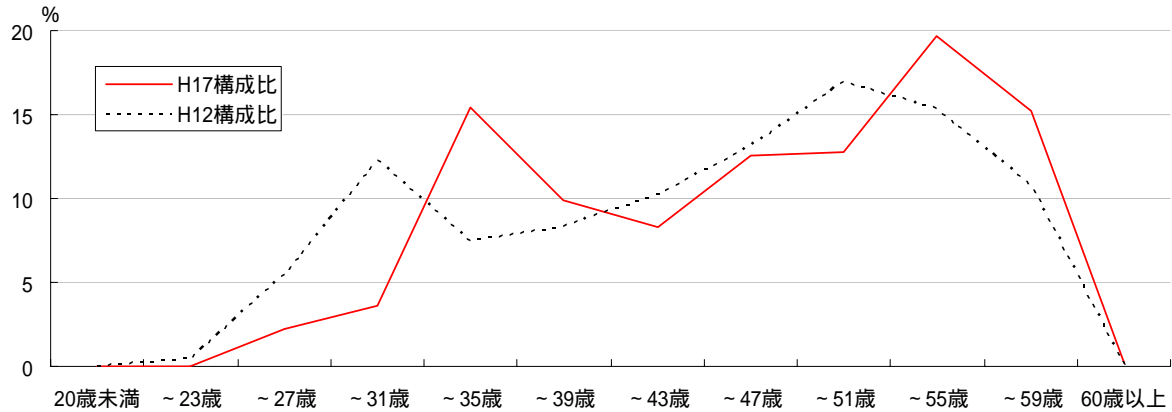
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年度	平成17年度		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	-	
	総 務	105	103	2	庶務事務の嘱託化及び他団体への派遣解除等による減
	税 務	35	35	-	
	民 生	91	86	5	児童館・学童クラブの嘱託化及び計画策定事務の完了等による減
	衛 生	26	26	-	
	労 働	-	-	-	
	農林水産	4	4	-	
	商 工	5	4	1	庶務事務の嘱託化による減
	土 木	50	46	4	庶務事務の嘱託化及び事務量の減少等による減
	小 計	323	311	12	[参考：類似団体の職員数 344(単純値)]
部 特別 行 行政	教 育	95	94	1	学校用務の委託化による減
	小 計	95	94	1	[参考：類似団体の職員数 116(単純値)]
普通会計の計		418	405	13	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	下 水 道	10	10	-	
	水 道	14	7	7	水道事業の受託解消による減
	そ の 他	24	24	-	
	小 計	48	41	7	
合 計		466 [542]	446 [542]	20 [-]	
一部事務組合派遣		6	7	1	
職 員 総 数		472	453	19	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数(教育長及び定数外職員を含む)である。

2 []内は、条例定数の合計である。

年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



(人, %)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
	平成17年	0	0	10	16	69	44	37	56	57	88	68	
	0.0	0.0	2.2	3.6	15.5	9.9	8.3	12.6	12.8	19.7	15.2	0.2	100.0
平成12年	0	2	28	64	39	43	53	68	88	80	56	0	521
(5年前)	0.0	0.4	5.4	12.3	7.5	8.3	10.2	13.1	16.9	15.4	10.7	0.0	100.0

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した。

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	31人(削減率6.6%) の純減
平成17年4月1日	平成19年4月1日	

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員定数 420人	平成17年度比 31人(削減率6.9%)の純減
-----------	-------------------------

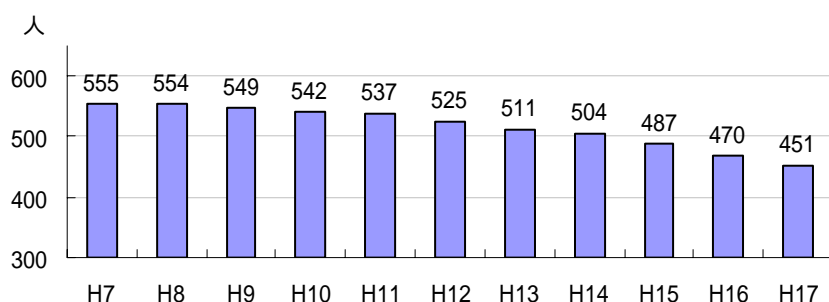
定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分		年度	平成16年度 (計画前年)	平成17年度 (1年目)	平成18年度 (2年目)	平成19年度 (3年目)	平成17年度～ 平成19年度 計	(参考) 数値目標
計	画	減員数		18	9	4	31	
		職員数	470	452	443	439		
実績	一般行政	減員		13	-	-	13	
		増員		1	-	-	1	
		差引		12	-	-	12 (75.0%)	16
		職員数	322	310	-	-		306
	特別行政	減員		1	-	-	1	
		増員		-	-	-	-	
		差引		1	-	-	1 (50.0%)	2
		職員数	94	93	-	-		92
	公営企業 等会計	減員		7	-	-	7	
		増員		-	-	-	-	
		差引		7	-	-	7 (50.0%)	14
		職員数	48	41	-	-		34
一部事務 組合派遣	減員		-	-	-	-		
	増員		1	-	-	1		
	差引		1	-	-	1 (100.0%)	1	
	職員数	6	7	-	-		7	
合計	減員		21	-	-	21		
	増員		2	-	-	2		
	差引		19	-	-	19 (61.3%)	31	
	職員数	470	451	-	-		439	

- (注) 1 計画期間は、平成17年度から平成19年度までの3年間である。
 2 職員数は、教育長及び定数外職員を除く。
 3 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

職員数の推移（各年4月1日現在）



(注)職員数は、教育長及び定数外職員を除く。